

70歳以上の方に『国民健康保険 高齢受給者証』を送付します

70歳から74歳までの人に新しい「国民健康保険 高齢受給者証」（うすだいだい色）を7月中にお送りします。

8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい高齢受給者証を国民健康保険証と一緒にご提示ください。

※お手続き等は必要ありません

『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の手続きについて

医療機関の窓口で支払いが限度額までになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。8月以降の認定証が必要な人は、8月2日(月)より役場保険医療課で更新の手続きをしてください。

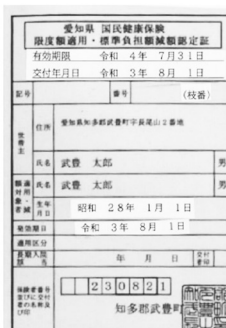
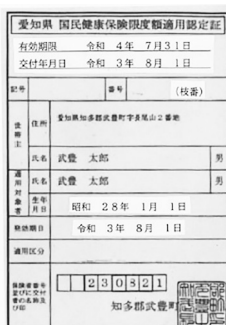
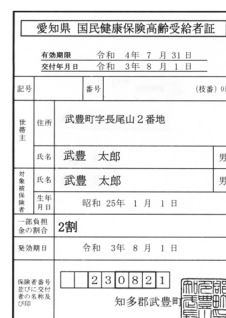
《持ち物》

保険証、免許証等身分証明書(来庁者)、
マイナンバーカード等個人番号がわかるもの(世帯主)
※別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です

※有効期限が過ぎた「限度額適用認定証」、「高齢受給者証」は、役場保険医療課へ返却してください

更新手続きは郵送でも受けれます

※詳しくは、町ホームページをご参照ください



窓口の密集緩和にご協力ください

7月は保険医療課窓口の混雑が予想されます。ご来庁いただくみなさんにはご不便をおかけします。お問合せは、お電話でも対応していますので、窓口の密集緩和にご協力ください。

特定健康診査・後期高齢者医療健診について

4月15日号の広報でお伝えしておりますが、今年度の特定健診・後期高齢者医療健診は、**10月～1月に実施予定**です。対象者の方には**9月末頃に受診券を発送予定**です。

なお、今後の状況により変更になることがあります。詳細が決まりましたら、広報や町ホームページでお知らせいたします。

例年一緒にご案内しております「がん検診」は現在、保健センターにて予約受付中です。詳しくは、今月号の広報たけとよ7ページをご覧ください。

【お願い】 前回からの健診の間隔が長くなります。身体で気になることがある人は、早めに医療機関を受診し、主治医の先生にご相談ください。

国民健康保険のお知らせ

▶ 問合せ 役場保険医療課

令和3年度の納税通知書を送付します

- ・7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」をお送りします。納税通知書では、世帯の保険税額と納付方法をお知らせしています。ご確認のうえ、期日までに納付してください
- ・保険税の納付には、便利な口座振替もご利用いただけます

令和3年度の国民健康保険税

保険税は国保加入者(被保険者)の所得や人数などに応じて、年度ごとに世帯単位で決まります。

世帯の保険税 (年額)		全ての世帯		40～64歳の加入世帯
		医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護保険分
令和2年分の所得金額－43万円	×所得割	6.5%	2.4%	2.2% (40～64歳所得のみ)
世帯の被保険者数	×均等割	24,000円	8,400円	9,600円 (40～64歳人数のみ)
世帯ごとに	+平等割	20,400円	8,400円	4,800円
上限額		63万円	19万円	17万円

保険税の均等割・平等割額軽減

世帯の所得金額と被保険者数に応じて、保険税の均等割・平等割額が軽減されます。所得による軽減についての手続きは不要です。

均等割・平等割の軽減割合	世帯全員(世帯主+被保険者)の所得基準
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(28万5千円×被保険者数) 以下の世帯
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +(52万円×被保険者数) 以下の世帯

※給与所得者等とは、給与所得のある、または、公的年金等に係る所得のある世帯主と被保険者全員をいいます